

事業所承認規則

事業所承認規則

2013 年 第 1 回 一部改正

2013 年 5 月 30 日 規則 第 34 号

2013 年 2 月 4 日 技術委員会 審議

2013 年 3 月 4 日 理事会 承認

2013 年 5 月 30 日 規則 第 34 号
事業所承認規則の一部を改正する規則

「事業所承認規則」の一部を次のように改正する。

改正その 1

3 編 サービスの提供事業所に対する承認の要件

6 章 消防設備の整備事業所

6.3 技術者及び監督者

6.3.1 教育・訓練

-1.を次のように改める。

- 1. 消防設備の整備を実施する技術者及びその監督者は、次の事項に関し、十分な知識を有する者でなければならない。
 - (1) 消防設備の構造及び整備全般
 - (2) 消防設備の整備に使用する装置の操作方法
 - (3) 最新の SOLAS 条約 (*International Convention for the Safety of Life at Sea*) 及び IMO が策定した指針“*Revised Guidelines for the Maintenance and Inspection of Fire Protection Systems and Appliances (MSC.1/Circ.1432)*”~~IMO 海上安全委員会回覧 (*Maritime Safety Committee Circular 850*)~~
 - (4) 各国政府の特別要件
 - (5) 消防設備の整備に関する本会規則の要件及び本会が適宜定める検査に関する指示

附 則 (改正その 1)

- 1. この規則は、2013 年 5 月 31 日から施行する。

3 編 サービスの提供事業所に対する承認の要件

3 章 水中検査事業所

3.2 潜水土士及び監督者

3.2.1 を次のように改める。

3.2.1 教育・訓練

水中検査を実施する潜水土士及び監督者は、次の**(1)**から**(8)**の事項に関し、十分な知識を有していなければならない。**1.2.2**に規定する教育・訓練手順書には、次に掲げる事項についての記載がなければならない。

- (1) 水中における船体構造（プロペラ軸，プロペラ，舵等を含む）
- (2) 英文での船舶関連用語
- (3) 水中での板厚計測及び非破壊試験（水中検査事業所が非破壊試験を実施する場合）
- (4) プロペラ軸及び舵のベアリングすきま計測
- (5) 水中カメラ及び水中テレビカメラの操作
- (6) 水中からの通信連絡
- (7) その他水中検査に使用される機器
- (8) 水中検査に関する本会規則の要求

附 則（改正その2）

1. この規則は、2013年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった事業所については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。